本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（下水道事業課）

一　趣旨

下水道法の一部改正に伴い、下水道法の一部を引用している埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例において、条項ずれが生じたため改正を行う。

二　内容

㈠　埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第四条で引用している下水道法「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

㈡　埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第一条及び第二条で引用している下水道法「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

三　施行期日

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

dd6127a5fefb2efe079ed9a912feea55